

特別信用保証後の中小企業の金融問題

99年金融問題調査におけるDORの位置

菊地 進

(立教大学)

はじめに

1997年下半年からの急激な景気後退から2年が経過し、業況判断等いくつかの指標に変化が現われてきている。しかし、中小企業家の景気実感は依然として厳しいものがあり、本格回復への道のりが見えてきているわけではない。今回の景気後退は、バブル崩壊後の金融機関ならびに金融制度の建て直しを図る過程で生じているもので、それが景気の落ち込みをより深くより厳しくしている。

99年に入ってから中小企業倒産がやや沈静化したのは、98年10月から貸し渋り対策「特別保証制度」が実施されたことが大きく影響している。しかし、返済の据置期間は1年間と限定され、また、「特別保証制度」そのものも2000年3月までとされており、今後の状況いかに倒産の再燃が十分考えられる状況にあった。こうした中で、据置期間の期限切れを1ヶ月後に控えた99年8月末、中小企業家同友会の会員企業を対象に金融問題の全国調査が実施された。調査は、貸し渋りに遭った「経験」、特別保証制度の利用状況、金融検査マニュアルや「ペイオフ」解禁に対する意見、金融機関への要望等を中心に行われ、3270社から回答がえられた。

この調査は全国協議会の企業環境研究センターによるもので、同センターによる全国調査としては、現在「四半期の『景況調査DOR』(DORとはDoyukai Researchの頭文字)があるが、今回の金融問題調査はこのDOR調査の対象企業(以下簡単のためDOR企業と記す)を軸としな

がらも、それ以外の会員企業にも広く調査を依頼した。その結果、DOR企業以外から2400社の回答がえられ、全国調査としてはこれまで最高の回答数となっている。

本稿では、この調査の概要と回答分布を見るときともに、いくつかの項目についてDOR企業とそれ以外の企業の回答の特徴や相違点について見ておくことにしたい。

1 調査の概要

(1) 調査方法と回答状況

今回の金融問題調査の調査票はB4サイズの用紙一枚に収められた余裕スペースの全くない極めてタイトな調査票であった。しかも、これが各地同友会から会員企業にFAXを通じて送られ、そのため一層読みづらくなり、被調査者にとっての回答上の負担は極めて大きなものとなった。にもかかわらず、3270社という大変多くの回答がえられたのは、各地同友会にとっても、また会員企業にとっても、金融問題への関心が大変大きかったからである。

調査票は各地同友会の意見を踏まえ、全国協議会により準備され、各地同友会を通じてFAXで会員企業に送られた。そして、回答は各地同友会へFAXで返され、それを全国協議会が集約した。調査対象の選定については、DOR企業を含めながらも、その広がりについては各地同友会の判断に委ねられた。こうして、表1に見るように、会員数に占める回答数の割合は都道府県ごとにかなりの差が生じてきているのである。そして、その割合が高いのは必ずしも会員企業

表1 金融問題調査の都道府県別回答分布

	回答数の 構成割 合%	会員数に 対する回 答割合%	DOR対象 企業の回 答割合%	
1	北海道	9.1	5.8	51.7
2	青森	1.2	34.5	0.0
3	岩手	1.3	21.9	29.3
4	宮城	0.9	3.2	24.1
6	山形	1.1	16.4	11.1
7	福島	1.7	4.9	10.5
8	茨城	0.7	17.0	45.8
9	栃木	0.7	17.9	36.4
10	群馬	2.1	14.3	10.0
11	埼玉	3.5	10.3	12.3
12	千葉	1.9	5.6	59.7
13	東京	7.8	12.4	32.4
14	神奈川	2.2	21.1	9.7
15	新潟	1.0	8.4	44.1
16	富山	1.4	8.1	34.0
17	石川	1.0	5.8	32.4
18	福井	0.4	3.7	16.7
19	山梨	0.2	13.0	33.3
20	長野	0.7	5.6	25.0
21	岐阜	6.2	18.9	17.2
22	静岡	2.1	6.7	11.8
23	愛知	5.9	8.8	30.4
24	三重	2.8	21.5	11.1
25	滋賀	1.3	8.7	36.6
26	京都	2.4	4.1	21.8
27	大阪	6.2	8.4	17.2
28	兵庫	5.7	18.8	6.5
29	奈良	1.6	8.3	28.8
30	和歌山	2.8	25.3	9.9
33	岡山	1.4	8.2	21.7
34	広島	4.4	6.0	63.9
35	山口	0.8	8.6	19.2
36	徳島	0.9	33.0	9.7
37	香川	1.2	2.2	47.4
38	愛媛	0.5	3.6	13.3
39	高知	1.0	14.4	21.2
40	福岡	2.4	3.1	63.8
41	佐賀	0.4	9.4	50.0
42	長崎	1.1	8.3	42.9
43	熊本	1.4	9.1	8.7
44	大分	1.0	5.7	21.9
45	宮崎	1.7	15.1	19.3
46	鹿児島	1.0	12.5	25.0
47	沖縄	4.9	27.2	8.7
	全国	100.0	8.6	26.6

の多い県とは限らず、会員企業の比較的小さい県でも回答割合がかなり高いところがある。それは、当該同友会がこの際出来るだけ県内の会員企業の考えを把握しておこうと努力した結果

であると考えられる。

地域別に見ると、会員数に占める回答割合が高いのは関東、北陸・中部、近畿で、北海道・東北、中国・四国についてはそれが相対的に低くなっている。ただし、北海道・東北、中国・四国については、回答数に占めるDOR企業の割合は36.6%、41.1%で、平均の26.6%を大幅に上回っている。したがって、これらの地域ではDOR企業を中心に据えて金融問題調査を実施しようとしたということがわかる。

FAXを利用した全国調査の反省ないし教訓としては、まず第1に、調査票のフォーマットの問題がある。すなわち、こうした調査の場合、FAX回答にふさわしい質問分量と回答記入方式に十分配慮しなければならない。この点で今回は大きな問題が残った。また、第2に、FAX回答については用紙が不統一となるため、集計に際しての混乱を未然に防ぐための措置が必要である。そして、第3に、より大きな問題として、調査対象の選定の問題がある。結果について会の代表性を確保しようとするれば、各地同友会ごとに、会員数に応じた業種別規模別抽出率の一定性に配慮しなければならない。しかし、今回の調査ではまだそうした点を配慮する段階にまではいたっていない。

(2) 調査項目の構成

質問項目は、大きく7つのブロックに分かれている。すなわち、【1】フェイスシート該当部、【2】貸し渋りの経験、【3】金融検査マニュアル適用、【4】メインバンクの見なおし、【5】特別保証制度、【6】ペイオフ解禁、【7】金融機関への要望である。

【1】のフェイスシート該当部は、『景況調査DOR』フェイスシート該当部と基本的に同じであるが、金融問題調査であるが故にメインバンクの項目が加えられている。ところで、このメインバンクについては当然に単数回答質問として位置付けられ、また、そうした回答がえられることが期待された。しかし、実際に回答をえ

てみると複数回答となっているケースが1割近く見られ、集計の過程で複数回答処理に切換えざるをえなかった。回答企業がメインバンクを複数個選んだのは、質問の意味を誤解し取引のある金融機関をすべて答えてしまったか、あるいは、メインバンクの解消を意識して複数個回答したかのいずれかである。後者の場合はそれなりの積極的な意味を持つが、前者が混在しているととなると、質問の趣旨を踏まえてきちんと答えた本来の回答との関連で問題が残ることになる。この点の調査のあり方については今後の課題として残されている。

次に、主たる事業については、建設業、製造業、流通・商業、サービス業のいずれであるかを選んでもらうと共に、主たる事業の内容を1行程度で記入してもらった。全国協議会ではこれをもとに中分類コードを付与し、さらにそれを4業種分類に変換した。その結果、回答者の選択と日本標準産業分類に基づく4業種分類とでは、回答総数3270中、実に461件(約12%)で食い違いが見られたのである。これは、自己認識として例えばサービス業のつもりが、産業分類上は流通・商業や製造業に分類されるということになるからである。むしろ、標準産業分類が絶対的に正しいということではなく、むしろこの不一致の分析から分類上の問題点を析出することが大事である。

【2】の金融機関の「貸し渋り」の問題については、その「経験」の有無と時期、最近の「貸し渋り」の緩和状況、金融機関の姿勢の変化とその内容の4つを聞いている。この部分の最大の問題点は、「貸し渋り」の定義にある。企業家の側からすれば、従来通りであれば当然に融資を受けられるはずのところ急に断られるようになったり、返済が求められたりすることを「貸し渋り」と捉えるわけであるが、金融機関の側からすると貸せる条件のない企業に融資しないだけであるということになり、一見主張は平行線となる。そのため、「貸し渋り」については定義の提示が本来は必要であるが、今回の調査にお

いては、そうした余裕はなく、「貸し渋り」の定義を特には与えることなく、回答を求めざるをえなかった。

【3】の金融監督庁の金融機関に対する「検査マニュアル」の適用の項では、そもそも検査マニュアルの存在が理解されているかどうか疑問視された。そこで、「検査マニュアルとは、金融監督庁が個別金融機関を検査するときに基準とする手引き書をいう。そこでは統一基準で一律に金融機関の個別貸出先企業のランク付けがなされるため、中小企業向け金融機関の融資が滞る懸念が指摘され、実情にあった基準・適用を望む意見が大きくなりつつある」といった説明を調査票上加えることになった。この説明には企業家が踏まえるべき基本的視点が盛り込まれており、回答の誘導とは性格を異にしている。

【4】では、今後の資金調達について聞いている。質問の趣旨は、メインバンク制を今後も維持していこうとしているのかどうかである。メインバンクからの脱却の必要性が叫ばれている昨今であるが、中小企業の場合、これはそれほど簡単でないということが回答ににじみ出ている。

ところで、今回の調査の最大の力点の一つは、【5】の「特別保証制度」利用実態の把握である。この項では、利用の有無、利用目的と理由、返済のメド、制度の今後というようになりかなり詳しく質問が設定されている。後ほど回答の概要をしてみることにしたい。

調査票では、最後に、【6】「ペイオフ」解禁をどう捉えているか、また、【7】金融機関に望むことを聞いている。「ペイオフ」解禁については、正確な理解を期すため、「ペイオフとは、破綻金融機関の預金の払戻保証限度額を元本1千万円までとする措置。このため、郵貯や大手銀行への預金の移動が始まり、地域金融機関・中小金融機関の預金額が減少傾向になっている」との解説を加えている。

表2 金融問題調査の地域別回答分布

	会員企業 構成比%	回答数	対会員企 業割合%	回答構 成比%	DOR回答 数	DOR割 合%
北海道・東北	20.1	497	6.5	15.2	182	36.6
関東	14.1	620	11.5	19.0	167	26.9
北陸・中部	18.7	712	10.0	21.8	164	23.0
近畿	17.8	651	9.7	19.9	103	15.8
中国・四国	15.1	333	5.8	10.2	137	41.1
九州・沖縄	14.3	457	8.4	14.0	117	25.6
合計	100.0	3270	8.6	100.0	870	26.6

注1) 対会員企業割合は、会員企業数全体に対する回答数の割合である。

注2) DOR回答数・回答割合は、DOR対象企業の回答数とその割合である。

表3 業種別・地域別・規模別別回答分布

		実数			構成比%		
		合計	DOR対 象企業	DOR対 象企業	合計	DOR対 象企業	DOR対 象企業
全体		3270	870	2400	100.0	100.0	100.0
業 種 別	建設業	627	166	461	19.3	19.1	19.4
	製造業	965	297	668	29.7	34.1	28.1
	流通・商業	993	276	717	30.6	31.7	30.2
	サービス業	662	131	531	20.4	15.1	22.3
地 域 別	北海道・東北	497	182	315	15.2	20.9	13.1
	関東	620	167	453	19.0	19.2	18.9
	北陸・中部	712	164	548	21.8	18.9	22.8
	近畿	651	103	548	19.9	11.8	22.8
	中国・四国	333	137	196	10.2	15.7	8.2
	九州・沖縄	457	117	340	14.0	13.4	14.2
正 規 従 業 者	5人未満	447	27	420	14.0	3.2	17.9
	5人以上10人未満	618	104	514	19.3	12.2	21.9
	10人以上20人未満	781	211	570	24.4	24.7	24.3
	20人以上50人未満	850	300	550	26.6	35.1	23.5
	50人以上100人未満	344	142	202	10.8	16.6	8.6
	100人以上	157	71	86	4.9	8.3	3.7
資 本 金	1000万円未満	478	49	429	15.4	5.8	19.1
	1000万円	1214	290	924	39.2	34.2	41.0
	1000万円超3000万円未満	695	213	482	22.4	25.1	21.4
	3000万円以上5000万円未満	416	176	240	13.4	20.7	10.7
	5000万円以上	297	121	176	9.6	14.3	7.8
メ イ ン バ ン ク	都銀	658	164	494	18.7	17.5	19.1
	地銀	1628	442	1186	46.1	47.1	45.8
	第2地銀	305	91	214	8.6	9.7	8.3
	信金	784	196	588	22.2	20.9	22.7
	信組	84	24	60	2.4	2.6	2.3
	その他	69	21	48	2.0	2.2	1.9

表4 メインバンク別回答分布

		実数部分以外は構成比(横%)						
		全体実数	都銀	地銀	第2地銀	信金	信組	その他
全体		3199	20.6	50.9	9.5	24.5	2.6	2.2
業種別	建設業	619	14.2	55.6	9.4	27.5	2.7	0.6
	製造業	948	24.3	46.9	9.3	24.9	2.4	2.7
	流通・商業	970	21.5	51.4	8.9	23.7	2.9	2.3
	サービス業	646	19.5	51.4	11.1	22.3	2.5	2.5
地域別	北海道・東北	485	5.6	61.4	16.3	23.1	4.5	1.4
	関東	607	44.2	31.3	4.1	26.2	2.3	2.3
	北陸・中部	699	13.9	55.1	7.6	29.3	2.1	1.4
	近畿	640	38.6	33.1	6.7	29.8	2.3	2.3
	中国・四国	327	2.1	64.2	17.7	18.3	4.6	2.1
	九州・沖縄	441	2.7	75.5	10.7	12.9	0.7	3.6
正規従業者	5人未満	435	17.9	43.2	9.9	30.3	3.0	2.5
	5人以上10人未満	608	15.8	52.8	9.0	28.1	3.0	1.6
	10人以上20人未満	770	18.3	50.8	9.2	28.1	3.0	1.8
	20人以上50人未満	833	23.8	50.5	10.2	21.7	2.5	1.7
	50人以上100人未満	337	26.1	55.8	8.3	15.1	1.8	3.9
	100人以上	154	28.6	55.2	9.7	14.9	0.6	3.9
資本金	1000万円未満	469	9.4	58.4	8.7	28.8	1.7	2.3
	1000万円	1189	21.6	47.4	9.6	27.2	3.4	1.6
	1000万円超3000万円未満	683	23.1	46.6	10.0	26.1	2.3	2.2
	3000万円以上5000万円未満	407	19.9	58.2	9.6	18.9	2.2	2.0
	5000万円以上	294	31.6	52.7	9.2	12.9	0.7	4.4

2 回答の分布

(1) 地域別分布

会員企業数全体に占める回答数の地域別割合は表2の通りである。その割合は、関東、北陸・中部が最も高くパーセントで2桁台に達している。これは、千葉を除く関東各県の回答割合が高かったことと、北陸・中部で、岐阜、三重両県の回答割合が高かったことによる。次いで回答割合が高かったのは近畿で、ここでは、兵庫、和歌山がその値を引き上げている。その他、青森、徳島、沖縄といった諸県が3割前後という大変高い回答割合となっている。

こうした回答分布にたいし、すでに述べたように、DOR企業の回答割合はちょうど逆の関係にある。すなわち、会員数に占める回答割合が5.8%と最も低かった中国・四国におけるDOR企業の回答割合は、逆に41.1%と最も高くなっているのである。会員数に占める回答割合が6.5%

とその次に低かった北海道・東北におけるDOR企業の回答割合は36.6%であり、中国・四国の次いで高い。これは、北海道、広島、香川といったDOR調査の回答数の比較的多い諸県において、DOR企業を中心に金融問題調査が実施された結果である。

(2) 業種別・規模別分布

業種別に回答状況を見ると、製造業とサービス業において、DOR企業とそれ以外の会員企業との間で際立った違いが見られる。すなわち、まず第1に、DOR企業の方がそれ以外の企業に比べ、製造業の割合が34.1%と6%も高いのである。逆に、サービス業においては、DOR企業の方が7%ほど低くなっている。DOR企業で製造業の割合が高いのは、地域別では、北海道・東北と中国・四国である。すでに触れたように、これらの地域ではDOR企業を軸に調査が実施されており、そうした特徴がここに現われている。逆に、DOR以外の企業の回答が多かった関

表5 貸し渋りにあった経験の有無

		全体		DOR企業		DOR企業以外	
		回答数	ある%	回答数	ある%	回答数	ある%
全業種	合計	3243	17.9	860	20.2	2383	17.0
	都銀	651	22.9	162	23.5	489	22.7
	地銀	1616	15.6	440	21.1	1176	13.5
	第2地銀	305	18.0	91	15.4	214	19.2
	信金	779	18.9	193	20.2	586	18.4
	信組	83	15.7	23	13.0	60	16.7
	その他	69	18.8	21	9.5	48	22.9
建設業	合計	625	20.5	166	22.3	459	19.8
	都銀	87	24.1	21	19.0	66	25.8
	地銀	343	18.7	83	27.7	260	15.8
	第2地銀	58	20.7	21	14.3	37	24.3
	信金	170	21.2	47	23.4	123	20.3
	信組	17	11.8	5	-	12	16.7
	その他	4	25.0	1	-	3	33.3
製造業	合計	954	17.2	294	19.7	660	16.1
	都銀	226	17.3	65	21.5	161	15.5
	地銀	440	15.7	143	21.0	297	13.1
	第2地銀	88	17.0	35	17.1	53	17.0
	信金	234	20.5	66	18.2	168	21.4
	信組	23	13.0	8	25.0	15	6.7
	その他	26	26.9	7	14.3	19	31.6
流通・商業	合計	989	17.7	274	20.4	715	16.6
	都銀	209	28.2	56	25.0	153	29.4
	地銀	496	15.1	144	20.1	352	13.1
	第2地銀	86	15.1	23	13.0	63	15.9
	信金	230	15.7	52	23.1	178	13.5
	信組	27	14.8	10	10.0	17	17.6
	その他	22	18.2	11	9.1	11	27.3
サービス業	合計	653	16.8	126	18.3	527	16.5
	都銀	124	23.4	20	30.0	104	22.1
	地銀	329	12.8	70	15.7	259	12.0
	第2地銀	72	20.8	12	16.7	60	21.7
	信金	141	18.4	28	14.3	113	19.5
	信組	16	25.0	-	-	16	25.0
	その他	16	6.3	2	-	14	7.1

注) ある%は、貸し渋りの経験があると答えた割合。

える資本金規模となっている。

資本金規模の平均は、DOR企業が2916万円であるのに対し、DOR以外は1980万円である。回答の6割が1000万円以下であるのに対し、平均が1980万円であるというのは、DOR企業以外でも、平均を大きく引き上げるような資本金規模の企業が見られるということである。資本金規模の差は業種別には、製造業、流通・商業が大きく、DOR企業が製造業3079万円、流通・

東、北陸・中部、近畿、九州・沖縄では、サービス業の回答割合が高くなっている。

このようにサービス業の割合でかなりの差があるということは、DOR企業とそれ以外とで企業規模にも差があるということの意味している。表3をみると、この違いがはっきりわかる。正規従業員規模10人以上20人未満の割合はほぼ同じであるが、DOR企業の10人未満規模の割合はDOR以外に比べ24.4%も低く、逆に、20人以上規模では、DOR企業はDOR以外に比べ24.2%も高くなっているのである。こうして、DOR調査の回答企業は会員企業の中でも従業員規模が比較的大きい企業がえらばれているということがわかる。

正規従業員規模の平均は、DOR企業が42.4人であるのに対し、DOR以外は24.3人で、平均で20人近くの開きが出ている。とりわけ顕著なのは、製造業と流通・商業で、DOR企業が47.2人、51.7人であるのに対し、DOR以外の企業はそれぞれ27.9人、23.3人である。後者の流通・商業では実に26.4人もの開きが出ている。

従業員規模の違いは、資本金規模にも反映しており、表3に見られる通り、DOR以外は資本金1000万円未満が19.1%あり、また、株式会社の最低資本金である1000万円ちょうどが41%を占め、回答の約6割が1000万円以下の規模となっている。これに対し、DOR企業ではそれは4割にとどまり、6割が1000万円を超商業3510万円であるのに対し、DOR以外はそれぞれ1996万円、2073万円である。その差は、1000万円以上に達している。

(2) メインバンク別分布

メインバンクの割合は、DOR企業とそれ以外とで顕著な差は見られず、あっても2%程度の開きである。したがって、この点については、DORであるか否かより、地域別、規模別差異の

表6 貸し渋りにあった時期

時期			各四半期の回答数				各四半期の全体%				
	合計	%	I	II	III	IV	I	II	III	IV	
全体	1996年以前	10	1.9	2	2	4	2	0.4	0.4	0.8	0.4
	1997年	77	14.8	5	10	12	50	1.0	1.9	2.3	9.6
	1998年	300	57.8	70	64	55	111	13.5	12.3	10.6	21.4
	1999年	132	25.4	51	55	26	-	9.8	10.6	5.0	-
		合計	%	I	II	III	IV	I	II	III	IV
D O R	1996年以前	3	2.0	0	1	2	0	0.0	0.7	1.3	0.0
	1997年	25	16.3	3	3	2	17	2.0	2.0	1.3	11.1
	1998年	87	56.9	20	20	18	29	13.1	13.1	11.8	19.0
	1999年	38	24.8	15	14	9	-	9.8	9.2	5.9	-
		合計	%	I	II	III	IV	I	II	III	IV
非 D O R	1996年以前	7	1.9	2	1	2	2	0.5	0.3	0.5	0.5
	1997年	52	14.2	2	7	10	33	0.5	1.9	2.7	9.0
	1998年	213	58.2	50	44	37	82	13.7	12.0	10.1	22.4
	1999年	94	25.7	36	41	17	-	9.8	11.2	4.6	-
		合計	%	I	II	III	IV	I	II	III	IV
都 銀	1996年以前	2	1.5	2	0	0	0	1.5	0.0	0.0	0.0
	1997年	17	12.5	0	3	1	13	0.0	2.2	0.7	9.6
	1998年	82	60.3	23	14	16	29	16.9	10.3	11.8	21.3
	1999年	35	25.7	16	14	5	-	11.8	10.3	3.7	-
		合計	%	I	II	III	IV	I	II	III	IV
地 銀	1996年以前	3	1.4	0	1	1	1	0.0	0.5	0.5	0.5
	1997年	38	17.1	3	5	8	22	1.4	2.3	3.6	9.9
	1998年	122	55.0	25	39	19	39	11.3	17.6	8.6	17.6
	1999年	59	26.6	25	22	12	-	11.3	9.9	5.4	-
		合計	%	I	II	III	IV	I	II	III	IV
第 2 地 銀	1996年以前	1	1.9	0	1	0	0	0.0	1.9	0.0	0.0
	1997年	4	7.7	0	0	1	3	0.0	0.0	1.9	5.8
	1998年	37	71.2	7	3	10	17	13.5	5.8	19.2	32.7
	1999年	10	19.2	4	5	1	-	7.7	9.6	1.9	-
		合計	%	I	II	III	IV	I	II	III	IV
信 金	1996年以前	5	3.9	1	0	3	1	0.8	0.0	2.4	0.8
	1997年	20	15.7	2	2	2	14	1.6	1.6	1.6	11.0
	1998年	71	55.9	19	13	13	26	15.0	10.2	10.2	20.5
	1999年	31	24.4	6	17	8	-	4.7	13.4	6.3	-
		合計	%	I	II	III	IV	I	II	III	IV
信 組	1996年以前	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1997年	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1998年	6	60.0	1	1	2	2	10.0	10.0	20.0	20.0
	1999年	4	40.0	0	1	3	-	0.0	10.0	30.0	-
		合計	%	I	II	III	IV	I	II	III	IV
そ の 他	1996年以前	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1997年	1	8.3	0	0	0	1	0.0	0.0	0.0	8.3
	1998年	9	75.0	2	1	2	4	16.7	8.3	16.7	33.3
	1999年	2	16.7	2	0	0	-	16.7	0.0	0.0	-
		合計	%	I	II	III	IV	I	II	III	IV

方がより大きな要素となっている。表4を見ると、地域別では、都銀は関東、近畿が4割前後と高く、その他の地域では都銀の割合が低く、5割以上が地銀となっている。そのうち北海道・東北、中国・四国、九州・沖縄では、地銀が6割を超えており、これに第2地銀を加えると、8

割近いがあるいはそれを超える結果となっている。都銀、地銀に次いで多いのは信金で、北陸・中部、近畿においてはそれが3割近くに達している。

従業者規模別では、規模が大きくなるほど都銀の割合が高くなることが明瞭に現われている。

図1 借入難度D I (前年同期比)
全国DOR

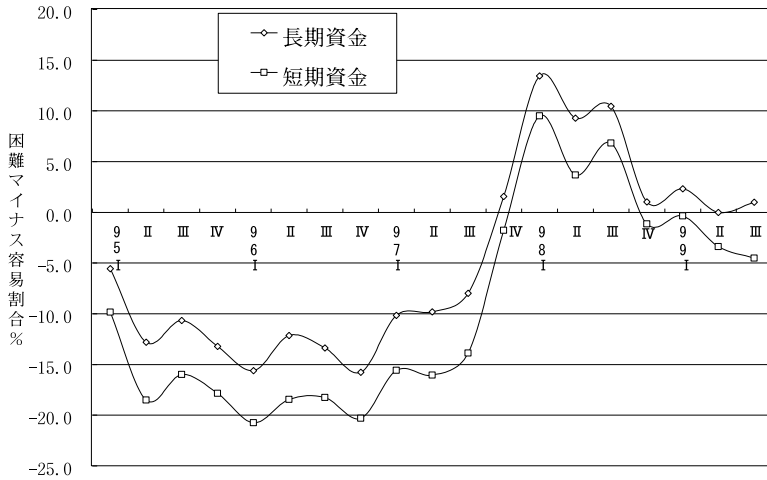
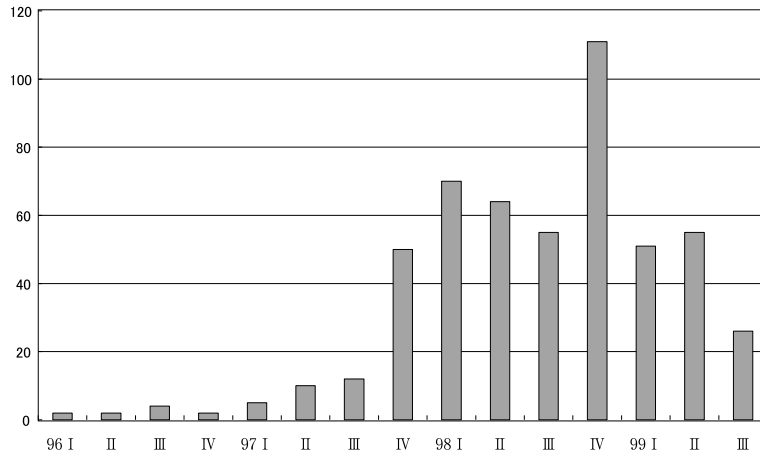


図2 貸し渋りにあった経験



逆に、信金については規模が小さくなるほどその割合が増えてくる。こうした傾向は資本金規模についてもいえるが、そこでは、3000万円以上5000万円未満規模が若干異なっている。すなわち、都銀の割合が低く、地銀の割合が高まっているのである。それは、この規模において、建設業の地銀利用の割合が相対的に高いことの結果である。

3 貸し渋りの「経験」

(1) 貸し渋りに遭った「経験」の有無

それでは、次に、貸し渋りに遭った「経験」の

有無、特別信用保証制度の利用、金融機関への要望という3つの項目について、DOR企業とそれ以外の企業の回答の特徴を見てみることにしたい。まず表5は、貸し渋りに遭った「経験」の有無をDOR企業とそれ以外に分けて、業種別、メインバンク別に集計したものである。貸し渋りに遭った「経験」があると答えたのは、DOR企業が20.2%であるのに対し、DOR以外は17.0%である。業種別に見ても、全ての業種でDOR企業の方が「経験」ありの割合が2~3%高くなっている。

こうした違いは、主にメインバンクが地銀で

表7 特別保証制度の利用状況

		回答数					構成比%				
		合計	利用した	利用していない	申請したが受けられなかった	その他	利用した	利用していない	申請したが受けられなかった	その他	
	全体	3246	1667	1516	38	25	51.4	46.7	1.2	0.8	
D O R	全業種	865	465	390	6	4	53.8	45.1	0.7	0.5	
	建設業	166	97	67	2	0	58.4	40.4	1.2	0.0	
	製造業	296	162	133	1	0	54.7	44.9	0.3	0.0	
	流通・商業	273	134	135	1	3	49.1	49.5	0.4	1.1	
	サービス業	130	72	55	2	1	55.4	42.3	1.5	0.8	
非 D O R	全業種	2381	1202	1126	32	21	50.5	47.3	1.3	0.9	
	建設業	457	255	198	2	2	55.8	43.3	0.4	0.4	
	製造業	664	379	270	9	6	57.1	40.7	1.4	0.9	
	流通・商業	710	346	343	14	7	48.7	48.3	2.0	1.0	
	サービス業	528	213	302	7	6	40.3	57.2	1.3	1.1	

ある企業で生まれている。メインバンクを地銀と答えたケースで、貸し渋りに遭った「経験」があるのが、DOR企業以外では13%程度であるのにたいし、DOR企業であると21%以上に跳ね上がっている。これは、業種別に見ても、ほぼ全業種で差が生まれており、その差は7%以上に達している。その差が最も小さいのはサービス業であるが、それでも3.7%ある。地銀の割合が高かったのは、北海道・東北、中国・四国、九州・沖縄であり、こうした地域では、DOR企業の方が貸し渋りを受けた割合が高くなっているのである。

メインバンクが都銀であるケースで、貸し渋りを受けた割合は、業種によって異なっている。建設業と流通・商業では、DOR以外の企業の方が貸し渋りを受けた割合が高く、逆に、製造業とサービス業では、DOR企業の方が貸し渋りを受けた割合が高い。これは、製造業とサービス業においてメインバンクが都銀であるのは、関東、近畿が多く、したがって、こうした地域においては、DOR企業の方が都銀からより強く貸し渋りを受けたということがわかる。

貸し渋りの点でもう一つ注目されるのは、メインバンクが信金であるケースである。メインバンクが信金であるのは、地銀に次いで多く、全体で第2位を占めている。これはどの業種についてもいえる。このケースで、DOR企業の方

が貸し渋りに遭った割合が高いのは、建設業と流通・商業である。とりわけ流通・商業が顕著で、DOR企業とそれ以外の差は10%に達している。メインバンクで信金の割合が高いのは、関東から近畿にかけての本州の中央部である。こうした地域の流通・商業においては、DOR企業の方が貸し渋りを受けた割合が高くなっているのである。

(2) 貸し渋りに遭った時期

それでは、貸し渋りに遭った時期はどうか。表6から分かるように、貸し渋りに遭った時期として集中しているのは98年である。しかも、全体として、98年第4四半期にかなり多くなっている。今回の調査では、貸し渋りに遭った時期を何年何月かで聞いており、最も集中したのは、98年10月であった。これは、特別信用保証が実施され、倒産の危機に瀕していた少なからぬ中小零細企業が、一息つけることが可能となったと理解されている月である。しかし、貸し渋りに遭った時期については、98年10月が最も多くなっているのである。これは、特別信用保証の実施が直ちに浸透したわけではないことを意味している。

図1は、DOR企業による景況調査で、長期資金と短期資金についての借入難度DI(困難マイナス容易割合%)の推移をまとめたものである。

表8 特別保証制度の利用目的

		回答数					構成比%					
		合計	運転資金として	設備資金として	返済資金として	将来のため	その他	運転資金として	設備資金として	返済資金として	将来のため	その他
	全体	1653	1225	225	386	145	17	74.1	13.6	23.4	8.8	1.0
DOR	全業種	461	337	64	114	39	2	73.1	13.9	24.7	8.5	0.4
	建設業	96	71	6	24	11	1	74.0	6.3	25.0	11.5	1.0
	製造業	162	118	20	32	16	1	72.8	12.3	19.8	9.9	0.6
	流通・商業	133	96	29	32	8	0	72.2	21.8	24.1	6.0	0.0
	サービス業	70	52	9	26	4	0	74.3	12.9	37.1	5.7	0.0
非DOR	全業種	1192	888	161	272	106	15	74.5	13.5	22.8	8.9	1.3
	建設業	251	204	20	57	17	1	81.3	8.0	22.7	6.8	0.4
	製造業	376	271	57	86	37	6	72.1	15.2	22.9	9.8	1.6
	流通・商業	345	263	41	75	30	6	76.2	11.9	21.7	8.7	1.7
	サービス業	211	144	40	53	21	2	68.2	19.0	25.1	10.0	0.9

表9 返済資金として使った理由

		回答数				構成比%		
		合計	プロパー貸出との振替を求められた	返済に回した方が有利であるから	その他	プロパー貸出との振替を求められた	返済に回した方が有利であるから	その他
	全体	371	79	249	43	21.3	67.1	11.6
DOR	全業種	110	19	75	16	17.3	68.2	14.5
	建設業	24	10	13	1	41.7	54.2	4.2
	製造業	31	4	24	3	12.9	77.4	9.7
	流通・商業	29	2	20	7	6.9	69.0	24.1
	サービス業	26	3	18	5	11.5	69.2	19.2
非DOR	全業種	261	60	174	27	23.0	66.7	10.3
	建設業	57	20	35	2	35.1	61.4	3.5
	製造業	81	17	57	7	21.0	70.4	8.6
	流通・商業	72	14	48	10	19.4	66.7	13.9
	サービス業	50	9	34	7	18.0	68.0	14.0

これによれば、DOR企業においては98年中を通じ借入の厳しさが続いたことが示されている。しかし、98年第4四半期には特別信用保証が実施されたことを受けて、借入難度DIは、97年第3四半期以前に比べればまだ高いものの、急速に沈静化したことが伺える。しかし、図2に見るように、今回の調査においては、貸し渋りに遭った「経験」の時期について98年第4四半期が最も高くなっているのである。

これがなぜであるかは直ちには明らかにならないが、98年10月に特別信用保証が実施されたとはいえ、しばらくの間、金融機関と中小企業の現場において、貸付をめぐる少なからぬ混乱が生じていたことを伺わせるに十分で数値で

ある。すなわち、98年第4四半期に借入難度DIが0%に戻ってきたとはいえ、0%という数字は借入れが困難な企業と容易である企業が同数であるということを意味しているに過ぎず、困難企業において貸し渋りを受けたと感じたケースが急激に増加したということがあっても不思議ではないからである。こうして、特別信用保証の実施時期に金融機関が中小企業に対して実際にどのような行動をとったかを解明することが必要になってくる。

4 特別信用保証の利用

次に、特別信用保証の利用状況についてみておきたい。表7は、特別保証制度の利用の有無

表10 金融機関に望むこと

上段：回答数 下段：横%

	合計	物的担保のみへの依存姿勢を改める	社長以外の連帯保証を求めない	融資の際、個人保証を求めない	事業リスクに応じた融資の多様化	融資条件変更の書面通知	「融資基準」「格付基準」の公表	その他	
全体	3097 100	2030 65.5	1454 46.9	1033 33.4	1303 42.1	893 28.8	1153 37.2	151 4.9	
DOR対象企業	全業種	841 100	553 65.8	374 44.5	273 32.5	361 42.9	236 28.1	311 37	53 6.3
	建設業	159 100	102 64.2	75 47.2	61 38.4	68 42.8	54 34	59 37.1	7 4.4
	製造業	292 100	208 71.2	124 42.5	91 31.2	118 40.4	75 25.7	104 35.6	18 6.2
	流通・商業	262 100	156 59.5	107 40.8	81 30.9	121 46.2	83 31.7	112 42.7	18 6.9
	サービス業	128 100	87 68	68 53.1	40 31.3	54 42.2	24 18.8	36 28.1	10 7.8
DOR対象企業以外	全業種	2256 100	1477 65.5	1080 47.9	760 33.7	942 41.8	657 29.1	842 37.3	98 4.3
	建設業	432 100	266 61.6	192 44.4	153 35.4	181 41.9	130 30.1	164 38	15 3.5
	製造業	634 100	425 67	313 49.4	222 35	259 40.9	173 27.3	242 38.2	29 4.6
	流通・商業	675 100	427 63.3	325 48.1	224 33.2	284 42.1	201 29.8	249 36.9	29 4.3
	サービス業	495 100	345 69.7	243 49.1	156 31.5	207 41.8	145 29.3	182 36.8	24 4.8

について、DOR企業とそれ以外とに分けて、回答実数と構成比をまとめたものである。利用した割合は全体で5割を超えており、DORの方がDOR以外（非DOR）より多少高くなっている。業種別に見て利用割合が高いのは、建設業と製造業である。これは、関東と近畿において利用がかなり進んだためである。関東では70.3%、近畿では64.3%と平均を大きく上回っている。

DORと非DORを比べると、DORでは建設業の方が高く、非DORでは製造業の方が高い。DORの建設業については、近畿が85.7%に達し、これが引き上げ要因になっている。また、非DORの製造業については、関東の71.9%と北陸・中部の58.8%が引き上げ要因になっている。

他方、特別信用保証の利用割合が最も低いのは、非DORのサービス業で40.3%である。しかし、これにたいしDORのサービス業は55.4%で、その差は15%に達している。こうした違いは主に関東で生じている。DORの関東におけるサー

ビス業の利用割合は、81.5%と非常に高いのにたいし、非DORの利用割合は48.8%に止まっているのである。

利用状況について、ごくわずかであるが、「申請したが受けられなかった」という回答がある。これは、DORよりもむしろ非DORに多く、業種別に最も多いのは非DORの流通・商業で、これもまた関東、近畿に集中している。このあたりもDORと非DORの違いとして注目される。

ところで、こうした特別保証の利用割合の違いは、当然に利用目的にも関係している。表8は、特別保証制度の利用目的を業種別にまとめたものである。DORの建設業の利用割合が高いのは、非DORとの対比で見ると、「運転資金」もさることながら「返済資金」や「将来のため」とする理由が多いことによる。また、非DORにおいて、製造業の利用割合が高いのは、「設備資金」や「返済資金」を理由とする割合が高いためであると考えられる。これは、関東、北陸・

中部，近畿において著しい。

では，これらに共通している「返済資金」として使った理由は何であろうか。表9はその集計結果である。全体に「返済に回した方が有利であるから」という回答が多いが，「プロパー貸出との振替を求められた」とする回答も少なくなく，全体で21.3%ある。このうち，DORの建設業が最も高く，41.7%に達している。こうして，昨年10月以降の特別信用保証制度においてDORの建設業の利用割合が最も高くなったのは，金融機関により「プロパー貸出との振替を求められた」ことも影響していたことが分かる。「プロパー貸出との振替を求められた」のは，非DORの場合，やはり建設業が多いものの，DORのようにそこに集中しているわけではなく，全業種に及んでいることが特徴的である。

5 金融機関への要望 おわりにかえて

最後に，金融機関への要望について回答の特

徴をみておきたい。表10はこれを，DOR，非DOR別にまとめたものである。要望として最も多かったのは「物的担保のみへの依存姿勢を改める」である。これは，DOR，非DORを問わずダントツの要望となっている。次いで多かったのは「社長以外の連帯保証を求めない」である。要は担保や保証人をどうつけるかに汲々とするのではなく，金融機関がきちんとした審査能力を身につけ「事業リスクに応じた融資の多様化」をするべきではないかということである。にもかかわらず，特別信用保証に乗じて「プロパー貸出との振替を求め」たりするために，金融機関への不信がなかなかぬぐえないということである。「融資条件変更の書面通知」や「融資基準・格付け基準の公表」といった項にも要望が強かったのは，その点の反映でもある。

以上，大急ぎで99年金融問題調査の結果概要をみてきた。回答に占めるDORの位置を含め，詳細な分析は改めて行うことにしたい。